

決 定 書

異議申出人

北海道砂川市東1条南13丁目1番10号

武田 真

上記異議申出人が令和元年5月7日付けで提起した平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、砂川市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人高田浩子（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める、というものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）では、市町村選挙の被選挙権の要件の前提となる本件選挙の選挙権の要件として「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人は、住民票の移動はあったものの、砂川市が生活の本拠地ではなく、当選人としての資格を有しない。

争 点

法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、また、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」として、選挙権及び被選挙権について規定されている。

したがって、当選人は日本国民で年齢満25年以上であることは本件選挙の立候補届出書類で明らかなので、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」として、本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していたといえるかどうかということになる。

なお、本件選挙の選挙権及び被選挙権の住所要件の基準となる「引き続き3箇月以上」の3箇

月の期間計算については、民法（明治29年法律第89号）により、住所を有するに至った日の翌日から起算して3箇月目の応答日の前日に3箇月に達することとなり、この「前日」は経過することを要しないと解されるので、本件選挙においては、平成31年1月21日から選挙期日である同年4月21日までとなる。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出について、その要件を審査した結果、形式的要件を備えた適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理に当たっては、当選人に対し証拠書類等の提出を求め、また、当選人の本市における住居についての検証及び住居の周辺における聞き取り調査の実施、更には、当選人に対し出頭を求め質問を行う等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解され、また特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判決）とされている。

また、「公職選挙法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるためであって、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判決）とされている。

更に、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である。」（平成23年12月20日大阪高裁判決）とされている。

したがって、住所の認定に当たっては、その人の生活にもっとも関係の深い一般的な生活、全生活の中心である一定の場所であり、日常の起居、寝食、光熱水費等の使用、衣類等の洗濯、家族関係、家計の状況、家財等の所在、生活の本拠としての実態を客観的に備えているか否かによって判断することになる。

2 当委員会が認定した事実等

(1) 当選人から提出された資料等に基づき認められる事実

- ① 当選人は、平成30年12月1日を転入日として、二女及び四女とともに深川市（以下「前住所地」という。）から北海道砂川市空知太東1条3丁目3番15-22号（以下「本市居住地」という。）の賃貸アパート（契約者は当選人）に転入した旨を、同月3日、砂川市役所に届出をし、その後、住民票に記載する住所に異動はない。
- ② 当選人の本市居住地における電気、水道、ガス及び灯油の使用量は、次のとおりである。

[電気]

請求月	使用期間	使用量
平成31年1月分	12月20日～1月6日	6kwh
2月分	1月7日～2月4日	13kwh
3月分	2月5日～3月5日	22kwh
4月分	3月6日～4月3日	31kwh
5月分	4月4日～5月7日	20kwh

[水道]

請求月	使用期間	使用量
平成31年1月分	12月20日～1月14日	0m ³
2月分	1月15日～2月14日	0m ³
3月分	2月15日～3月14日	0m ³
4月分	3月15日～4月14日	2m ³

※ 中空知広域水道企業団の詳細データ

調査時点におけるデータ確認が可能な3月6日から5月8日までの64日間の状況は、1日当たりの平均使用量は約24.58ℓ。この間の1日の最大水量は137.1ℓ。44日の水道の使用が確認され、水道を使用していないのは20日である。

[ガス]（給湯ボイラー）

請求月	使用期間	使用量
平成31年1月分	12月20日～1月20日	0m ³
2月分	1月21日～2月20日	0.4m ³
3月分	2月21日～3月20日	0.4m ³
4月分	3月21日～4月20日	1.0m ³

[灯油] (ストーブ)

請求月	使用期間	使用量
平成31年1月分	12月20日～1月20日	0.7ℓ
2月分	1月21日～2月20日	0.3ℓ
3月分	2月21日～3月20日	0.7ℓ
4月分	3月21日～4月20日	0ℓ

③ 日本共産党砂川市委員会における選挙期日までの当選人の活動記録

[平成30年12月]

8日・10日・11日・13日・14日・15日・17日・22日・23日・
24日

[平成31年1月]

19日・20日・21日・22日・23日・24日・25日・26日・27日・
28日・29日・30日・31日

[平成31年2月]

1日・2日・5日・7日・9日・10日・11日・12日・13日・14日・
15日・16日・17日・18日・19日・20日・22日・23日・24日・
25日・26日・27日・28日

[平成31年3月]

2日・3日・4日・5日・6日・7日・8日・9日・10日・11日・12日・
13日・15日・16日・17日・18日・19日・20日・21日・22日・
23日・24日・25日・26日・27日・30日・31日

[平成31年4月]

1日・2日・4日・5日・6日・7日・8日・9日・10日・11日・
12日・13日・14日・15日・16日・17日・18日・19日・20日・
21日

※ 会議・打合せ・宣伝・対話・集会への参加等の活動記録である。

(2) 当委員会が実施した当選人の本市居住地を確認した事実

- ① 当選人が居住する賃貸アパートは、1棟2階建て12世帯が入居し、1階2世帯、2階2世帯が利用する共同玄関が3箇所設置されている。

近隣住民に当選人について聞き取りを行ったところ、次のとおりの証言を得た。

ア)「時期は明確ではないが、昨年の12月頃、当選人が部屋に荷物を運んでいるときに挨拶を交わした。その後、2・3回顔を合わせたのが、駐車場に車がなく留守がちとの印象であるが、自身も働いているため、よくわからない」

イ)「足音等の住んでいる気配を時折、感じる。どの程度かは、わからない」

※ 単身世帯が多く、どの部屋にどんな人が暮らしているのかはわからない印象を受けた。また、近隣住民同士の関心があまり無いとの印象も受けた。

- ② 本市居住地において、居室の明かりが点灯している際の夜間の外観について検証した。窓が東西に1箇所ずつあり、比較的容易に確認できる西側(国道側)の部屋の明かりが点いていなくとも、東側の部屋の明かりが点いているという場合があること、また、遮光カーテンがされているため、遠目では明かりが点いていないように見えても、窓の直下まで近づくと薄明かりが確認できることもあることを把握した(なお、後の当選人からの聞き取りで、電気代を節約するため、部屋の明かりの代わりにLEDのスタンドライトを使用していることもあるとのことで、この場合は更に点灯の判別が困難である)。

3 当委員会が実施した質問に対する当選人の回答

書面のほか、事務局職員において、当選人に対し聞き取りを実施している。

- ① 当選人は、平成30年11月1日付けで、日本共産党砂川市委員会(以下「砂川市委員会」という。)の常勤職員として採用され、翌年4月の本件選挙への立候補に向けて、本市居住地に転入することとなった。

当初、12月1日から本市居住地に荷物を搬入する予定であったが、前の賃借人の退去が遅れたため、一旦、赤平市のお寺(当選人の弟が住職を務める)に前住所地の家財道具等を搬入し、一時的に身を寄せていた。その際、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品は、大きく、また古くて故障がちであったため、これを機に処分している。

12月15日には、本市居住地へ荷物の搬入が可能となったため、当選人が一人で順次、荷物を搬入し、12月20日から居住を開始した。搬入した荷物は、衣類や靴、食器等の生活用品、簡易な衣装ケースや布団であり、洗濯機や冷蔵庫、レンジ、炊飯器、テレビ等の家電製品は所有していない。

なお、当選後には、荷物を搬入していない。

- ② 本市居住地では、一人暮らしである。

砂川市の住民登録は、当選人を含め、二女(27歳)、四女(14歳)の3人だが、二女・四女は、深川市に住んでいる。本市居住地に転入の際、前住所地の住宅は退去したが、二女・四女が深川市に残るため、新たにアパートを借りた(契約者は当選人)。理由は、四女は現在、中学3年生で、深川市内の中学校に通っているが、砂川市に移転の際、現在の学校の先生等と相談し、様々な事情を考慮したうえで、学校を変えないほうが良いとの

結論になり、深川市に残ることとなった。深川市教育委員会へは、区域外就学申請をし、認められている。

また、当選人の主治医からは、当選人と四女が起居を共にするのは避けるべきとのアドバイスを受けていた。

二女は、京都市の大学の大学院生で、京都市内に住んでいるが、自宅研究が可能であるため、昨年12月から今年の3月まで、深川市で四女と暮らしていた。二女は、新学期を向かえ4月に京都に一旦戻ったが、現在も深川市を行き来しており、二女が京都に滞在する際は、当選人の弟夫婦が四女の世話をしている。

しかしながら選挙期間中は、子ども達が砂川に来てお手伝いをしてくれたこともある。

四女は、来年、中学を卒業するので、その際は深川のアパートを引き払い、子ども達が使用している家電製品等を、本市居住地へ搬入する予定であり、それまでは不自由ではあるが、現状の生活を続けることになる。

- ③ 昨年12月25日から今年の1月15日までは、子ども達とともに京都市へ行っていたが、以降は、選挙期日まで連日、土日もほぼ関係なく、砂川市内一円で政治活動、砂川市委員会の委員として相談活動等を行ってきた。

この間も、月2～3回1日3時間程度だが、深川市の認定子ども園に勤務しており、深川市へ行った際は、子ども達の所へ寄って様子を見ていた。

また、弟が住職を務めるお寺でも、月に3～4回、勤務（宿直）していた。

帰りが遅いときもあったが、砂川の自宅で寝泊りをしていた。

- ④ 食事は、お寺からのもらい物や支援者からの頂き物で済ませることが多く、朝食は自宅で摂っていた。昼食は、勤務先でもある砂川市委員会で済ませることが多く、夕食は基本的には食べないことが多いが、月に3～4回、お寺で済ませたり、子ども達と待ち合わせで、滝川市内で外食することも月に数回あった。

- ⑤ 電気・水道・ガス・灯油の使用量が少ないのは、かつてDV（ドメスティック・バイオレンス）被害に苦しんでいたことに起因するものであり、電気・水道・ガス等の無駄遣いを執拗に非難された経験から、これに怯える生活が長く続いたため、現在も節制する生活習慣が染み付いているためである。

また、本市居住地の居室は、東と西の両側にある窓から日当たりが良好なところを選び、灯油の消費量も少なく済むようにした（居室は2階であり、両隣に居住者がいる）。

入浴は、少量のお湯で簡単に済ませる程度であるが、赤平のお寺での勤務（宿直）の際にはそこで入浴させてもらうほか、時には温泉に行き、ゆったりと入ることもあった。

トイレは、買い物のついでに済ませたりし、家のトイレを出来るだけ使わないようにしている。普段の生活で水を一切使わない日もある。

電気節約のため、部屋の明かりは、LEDのスタンドライトやソーラー式のライト等も使用したこともある。

- ⑥ 固定電話は、5月に入り設置している（名刺に記載のメールアドレスは、赤平市在住の弟のメールアドレスである。必要なときは連絡を取り合うようにしている）。

4 当選人の住所に関する当委員会の判断

当委員会は、上記の認定した事実及び質問に対する回答を基に、本件期間における当選人の生活実態を推認の上、当選人の住所について判断する。

選挙権及び被選挙権の要件としての住所の認定に当たっては、生活の本拠としての実態を客観的に備えているか否かにより判断されることになるが、これは特段の事情がない限り、当選人が本市居住地において現に起臥していたか否かということが重要な判断要素となる。

一般に、人が客観的に生活の本拠といえる場所で起臥するためには、その場所で睡眠、食事、洗濯、入浴といった日常生活を営むことが出来る必要最低限の電気、水道、ガス等の利用が当然に想定される場所である。

しかし、これらの使用を伴わず起臥をしていたと認定するためには、当選人が主張するこれらの最低限の使用で日常生活を営むことが出来たという特別な事情が存在する必要がある。

今回、本件を審理する上で注目すべきは、中空知広域水道企業団による3月6日から5月8日までの64日間の水道使用量の詳細データである。これは、日々使用した0.10単位での記録である。水道料金の領収書では、1月分、2月分、3月分の使用量が0㎡、4月分が2㎡と少ない水量ではあるが、この詳細データによると、64日間のうち44日は水を使用し、少なくとも3日に2日は在宅していたことになる。また、1日当たりの使用水量の平均は約24.58ℓで、1カ月換算では1㎡に満たないこと、また、節水のため水を使わない日もあったとの証言から、詳細データがない3月5日以前も同様であったと認定する。

次に、電気の使用について、本選挙の期間の本市居住地における電気の使用量は、一般的な単身世帯と比較しても少ない使用量ではあるが、その使用量は、電化製品の数と稼働状況によって個々に異なり、稼働する電化製品が少ない又は稼働時間が短いと、当然に電気の使用量は少なくなる。当選人は、洗濯機や冷蔵庫、レンジ、炊飯器、テレビ等の家電製品を所有していないとのことであるが、これは、特別な事情から子ども達が深川市に住むこととなったことから、子ども達が住む居所の家電製品を優先して調達したと推察されるし、それに見合った電気の使用量であったものと認定する。

次に、ガス・灯油の使用量についても、同様に少ないものと感じるが、当選人は、かつてDV被害に苦しめられ節制する生活習慣が染み付いているとのことでもあったが、他の要件として、当選人は、自身の生活と子ども達の生活の2つの家計を支えねばならず、当然、そこには節制に努めねばならない環境であったことから、それに応じた生活をしてきたものと考えられる。

本書には触れていないが、深川市で暮らす子ども達の居所の電気・水道・ガス・灯油の資料提出があったが、これも決して多い使用量とは言えず、当選人までとは言わないが節制した

生活ぶりが伺えた。

また、数は少ないが、本市居住地において、当選人が生活していた実体を伺える聞き取りもあり、当選人の本市居住地における継続した生活実態があったことを判断するに足りる資料までにはいたらないが重要な要素でもあり、活動記録からも日々砂川市内において活動していたことも想定できるものである。

なお、当委員会による当選人への事実確認において、夜間、LEDのスタンドライト等を使用していたときもあるとの確認がなされており、この場合、本市居住地の外観を遠目から見て、当選人が在宅していたとしても、部屋の明かりが付いていないと判断された可能性は否定できない。

以上のことを総合的に判断すると、平成31年1月13日から同年4月21日までの間、当選人の生活の本拠は現住所地にあったものであると認められ、これを覆すほどの明白な根拠や証言は認められないので、当委員会としては、当選人が「本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していた」ということが出来るものと判断するものである。

5 結論

よって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第47条第2項の規定に基づき、主文のとおりとする。

令和元年6月14日

砂川市選挙管理委員会
委員長 其 田 晶 子

教 示

この決定に不服がある者は、法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。